

市町村風評対策構築等支援事業 公募型プロポーザル実施要領

1 業 務 名

市町村風評対策構築等支援事業

2 業務の目的・概要

震災と原発事故以降、風評が根強く残るとともに、年月の経過に伴い風化も進行している。さらに、長期にわたる廃炉等による新たな風評が生じる懸念も払拭できない状況にある。

これらの課題に対応するため、福島県と市町村が一体となって、ふくしまの復興の現状や魅力等の正確な情報を継続的かつ強力に発信していく必要がある。

このため、風評払拭に向け地域情報発信交付金を活用して行われる市町村事業の情報発信効果がより高まるよう、市町村で多く実施されている取組について発信効果が高い手法を実証し、その結果を市町村へ還元・横展開するとともに、市町村事業の改善と新たな事業構築に繋がる研修会を実施することで、市町村の情報発信力及び発信効果の向上に寄与することを目的とする。

実証を行う事業については、インフルエンサーによる県内視察及び情報発信、市町村の既存PR動画を再活用した情報発信の2件とし、実証を通じて得られたターゲット設定、コンテンツ制作、媒体選定、広告配信、効果測定等に関する有効な手法・ノウハウについて、風評払拭・風化防止に向けた情報発信に取り組む市町村が事業の構築・改善を行う際に活用できるモデルとして整理・共有する。

3 委 託 期 間

契約日から令和9年3月25日（木）まで

4 委託費の上限

26,669千円（消費税及び地方消費税の額を含む）

5 業 務 内 容

別紙仕様書（案）参照

6 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たしている者とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- （2）実施要領を公示した日から契約締結日までの期間において、本県及び国の機関における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。（国の機関に係るものは贈賄、独占禁止法違反行為、公契約関係競売等妨害等に起因する案件に限る。）
- （3）会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者。若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定す

る更生手続き開始の決定を受けた者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続き開始の申立てをした者若しくはなされた者(同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等(提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

- (5) 県税を滞納している者でないこと。

- (6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

7 スケジュール

- (1) 質問書の提出期限

令和8年9月4日(金) 17時

- (2) 質問書に対する回答期限

令和8年9月7日(月)

- (3) 参加申込書の提出期限

令和8年9月9日(水) 17時

- (4) 参加資格の確認通知

令和8年9月10日(木)

- (5) 企画提案書等の提出期限

令和8年9月16日(水) 17時

- (6) 審査結果の通知

令和8年9月中旬～下旬予定

- (9) 契約

令和8年9月下旬～10月上旬予定

8 手続に関する事項

(1) 質問等の受付

本プロポーザルの実施要領に関し質問がある場合は、「質問書」（様式第1号）に記入し、以下により提出すること。

ア 受付期間

令和8年9月4日（金）17時（必着）

イ 提出方法

風評・風化戦略室（fuhyosenryaku@pref.fukushima.lg.jp）へ電子メール（件名：質問書（市町村風評対策構築等支援事業）委託業務）により提出すること。電子メールの送信後は送信した旨を電話連絡し、着信確認を行うこと。なお、電話による質問は受け付けない。

ウ 回 答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和8年9月7日（月）までに、福島県企画調整部風評・風化戦略室のホームページ（入札情報）に掲載する。なお、個別の回答は行わない。

(3) 参加申込書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、「参加申込書」（様式第2号）を以下により提出し、参加資格の確認を受けること。なお、この提出がない者の企画提案は受け付けない。

ア 提出期限

令和8年9月9日（水）17時（必着）

イ 提出方法

風評・風化戦略室（fuhyosenryaku@pref.fukushima.lg.jp）へ電子メール（件名：参加申込書「市町村風評対策構築等支援事業」委託業務）により提出すること。電子メールの送信後は送信した旨を電話連絡し、着信確認を行うこと。

ウ 参加資格の確認

風評・風化戦略室において参加申込書の内容及び参加資格の確認を行い、その結果を令和8年9月10日（木）までに電子メールで通知する。

(4) 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、「参加申込書」（様式第2号）の提出を行った上で、企画提案書等を以下により提出すること。

ア 提出期限

令和8年9月16日（水）17時（必着）

イ 提出方法

風評・風化戦略室へ郵送又は持参により提出すること。

※持参による提出の受付時間は、県庁開庁日の8時30分から17時15分までとする。ただし、令和8年9月16日（水）は17時までとする。

※電子データによる提出は受け付けない。

ウ 提出書類（各6部）

次の書類を提出先に提出すること。

(ア) 企画提案書（様式任意。ただし、日本工業規格A4判／横様式／両面長辺綴じ）

(イ) 付属資料

(ア) 団体等概要（様式第3号）

(イ) 費用見積書（様式任意・A4判）

※ 事業の費目ごとの内訳（制作費、掲載料等）が分かるよう可能な限り詳細に記載し、費用の総額について見積もること。

9 企画提案書の記載内容

提出する企画提案書には以下の内容を記載すること。

(1) 与件の整理

本県が置かれた現状及び課題について整理し記載すること。

(2) 事業の概要・基本戦略

提案する事業の概要を記載すること。

(3) 事業の内容

事業全体のスキーム・考え方を「5 業務内容」に準じた内容で記載するとともに、次の内容を含めること。

ア インフルエンサーの選定

インフルエンサーの候補及び選定理由（2組以上）

イ 首都圏大学生等の視察研修との連動

インフルエンサーが首都圏大学生等と同じ視察行程を体験する本業務の効果を最大化するための企画

ウ 動画コンテンツの企画・発信

(ア) 視聴者の関心を引き、風評払拭に寄与する動画企画

(イ) ターゲットや配信媒体、戦略的かつ効果的な広告プラン

エ 市町村の既存 PR 動画の再活用

(ア) 既存の PR 動画の選定基準

(イ) L字型広告等を付加して発信する際の効果的な編集・加工の考え方や手法等

(ロ) ターゲットや配信媒体、戦略的かつ効果的な広告プラン

オ 効果測定・分析

実証事業（2件）の効果測定及び分析手法

カ 市町村事業の改善と新たな事業構築に繋がる研修会

(ア) 研修プログラムや実践性を高める工夫

(イ) 講師の候補（自治体等における類似業務実績を明記すること）

キ 市町村への成果還元・横展開

本業務で得られた成果や知見の整理の考え方や手法等

(4) 独自提案

本事業の効果を更に高めるような企画について提案すること。

(5) 業務実施体制

本事業の実施体制について、人員配置計画や役割分担、再委託の有無等を含めて記載すること。

(6) 業務スケジュール

本事業で想定される年間スケジュールを記載すること。

10 企画提案書の審査方法、評価基準

(1) 審査方法

公募型プロポーザルによる各団体等からの提案を受け、福島県が設置する「プロポーザル審査委員会」により書面審査で評価し、業務委託予定者（単独随意契約の予定者）を選定する。

(2) 審査基準及び配点

審査項目	配点	評価基準
本業務に対する理解・基本戦略	5	・本業務の目的を十分に理解し、単なる観光等 PR だけでなく、福島県の現状や復興に向けた取組等を正確かつ効果的に発信する戦略となっているか。
●「大学生等による『共感の輪』拡大事業（首都圏）業務委託」と連携したインフルエンサー県内視察及び情報発信		
インフルエンサーの選定	5	・フォロワー数のみを重視するのではなく、ターゲットとの親和性、視聴者の属性、エンゲージメント、発信内容の信頼性等を踏まえ、適切なインフルエンサーを選定しているか。
首都圏大学生等の視察研修との連動性	5	・インフルエンサーが大学生等と同じツアーを体験することに十分な意味を持たせ、学生との交流を効果的なコンテンツとして活用できる企画となっているか。
動画コンテンツの企画力及び発信力	15	・YouTube 等配信媒体の特性を理解し、視聴者が関心を持ち、最後まで視聴したくなるような企画・構成となっているか。 ・戦略的かつ効果的な広告プランが計画されているか。
●市町村の既存 P R 動画を再活用した情報発信		
動画コンテンツの編集・加工及び発信力	20	・L 字型広告等のクリエイティブ（編集・加工）やターゲティングに工夫があり、再活用による効果を最大化できる提案となっているか。 ・戦略的かつ効果的な広告プランが計画されているか。
●効果測定・分析		
実証事業（2 件）の効果測定・分析	10	・再生回数等の表面的な数値だけでなく、ターゲットへの到達、視聴者の反応、Web サイトへの誘導等を含め、成果を適切に測定・分析できるか。
●市町村事業の改善と新たな事業構築に繋がる研修会		
研修プログラム等の実践性	10	・研修プログラムが実践的な内容となっているか。また、講師は適切な人材か。
●市町村への成果還元・横展開		

市町村の情報発信力 及び発信効果の向上	20	・本業務を単発のPRで終わらせず、成果・課題・ノウハウを市町村が今後の風評払拭に係る情報発信事業に活用できる形で整理・還元できるか。
●実施体制・スケジュール・経費		
業務実施体制及び 作業スケジュール等	5	・十分な業務実施体制となっているか ・適切なスケジュールとなっているか
経費	5	・企画内容に対して妥当な見積額か。また、制作費、発信費のバランスは妥当か

(3) 業務委託予定者の選定

- ア 各審査員の評点を合算した点数（総合得点）が最も高い提案者を業務委託予定者とする。総合得点が同点の提案者が複数いる場合は、委員が協議して選定するものとする。
- イ 満点の6割を最低基準点とし、総合得点が最低基準点に満たない場合は業務委託予定者とししない。
- ウ 提案者が1者の場合、総合得点が最低基準点に達していれば業務委託予定者とする。

(4) 結果の通知

審査結果は、プロポーザル審査参加者全員に通知するとともに、福島県企画調整部風評・風化戦略室のホームページ（入札情報）に掲載する。

11 企画提案書を失格等とする事項

(1) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 本実施要領に示す条件に違反した場合。
- イ 虚偽の内容が記載されている場合。
- ウ 同一の者が2つ以上の提案書を提出した場合。
- エ 契約までの間に、企画提案書で提示した業務実施体制に記載した担当者が本業務に携わることが困難になった場合。ただし、病気、事故等、やむを得ない事情があり、かつ同等の業務実施体制を構築できると認められる場合は除く。
- オ その他、あらかじめ県が指示した事項に違反した場合。

(2) 辞退

「参加申込書」（様式第2号）を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出すること。

(3) 費用負担

プロポーザル参加に要する経費等は、全て提案者の負担とする。

(4) 権利

ア 本成果品の著作権は、原則として翻案権、映画化権その他の翻案権を含む（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）全ての著作権が福島県に譲渡され、期間を定めず福島県に利用許諾がなされるものとし、提案者は著作者人格権の行使をしないものとし（成果品の部分を構成する著作物（イラスト・写真等）についても原則として同様の扱いとする。）、必要に応じて協議するものとする。

イ 受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権

利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、福島県は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できることとする。

ウ 本成果品は、県が適当と認めたウェブサイト、イベント、各種メディア、デジタルサイネージ等での公開を行う場合があるため、第三者の有する著作権、その他の権利を侵害することのないよう、必要な処理を行うこと。

12 契約等に関する事項

（１）業務仕様書

業務仕様書は、業務委託予定者の企画提案書を反映して作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、県と業務委託予定者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。

この場合において、委託契約候補者との協議が整わなかった場合は、審査結果が次点の者を業務委託予定者とする。

（２）契約の締結

福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号）に定める随意契約の手續に基づき、業務委託予定者より見積書を徴取し、予定価格の範囲内であれば契約を締結する。

（３）契約保証金について

業務委託予定者は、契約保証金として契約額の 100 分の 5 以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、福島県財務規則第 229 条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

（４）契約に関する条件等

受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に県と協議して了承を得ること。

また、企画提案書に基づく委託業務を履行できなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、県は契約相手方に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求を行うことができる。

（５）関係書類の整備・提出

ア 受託者は委託業務に係る会計を他の業務に係る会計と区分して経理するとともに、会計関係帳簿等の本業務に係る書類を一定期間保存すること。

イ 受託者は、県から領収書や銀行振込受領書、事業従事者各人の従事時間を記した業務日誌等の本業務遂行に当たり要した費用の支払いの事実を証明する証憑書類の提出を求められた場合は、速やかに提出すること。

（６）電子契約による契約締結の意向確認

本契約案件は、県が調達した電子契約サービスを利用した契約締結を行うことができる。

落札者（随意契約の場合にあっては、契約相手方）は、電子契約による契約締結を希望する場合は、すみやかに「電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書」に必要事項を記載のうえ、発注期間の契約事務担当課宛に

電子メールにより提出すること。（※電子契約を希望しない場合は従来の書面による契約とする。）

なお、電子契約の詳細については、福島県ホームページの電子契約サービスのページを参照すること。

○電子契約サービスのページ

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/55015a/suitou-densikeiyaku.html>

13 事務局

福島県企画調整部風評・風化戦略室 担当：長田、日塔

電 話 024(521)1129 FAX 024(521)7911

メール fuhyosenryaku@pref.fukushima.lg.jp